

経済財政運営と改革の基本方針 2017（仮称）に対する 指定都市市長会提案

政府は、「三本の矢」「新三本の矢」を柱とした政策の実施により、経済の好循環の実現に取り組んでおり、その効果はGDP、有効求人倍率といった指標にも着実に表れてきている。しかし、人口減少社会を迎えている中、「新三本の矢」を達成し、一億総活躍社会を実現するためには、国と地方が一体となり、引き続き強力に取り組を進めていく必要がある。

特に「地方創生の実現」は、現在、大企業や東京が発生の中心となっている好循環の波を日本全体に行き渡らせるために重要なものである。しかし、住民基本台帳人口移動報告によると、平成28年の東京都への転入超過数は約7万4千人の増加となっており、人口の東京一極集中はますます高まっている。

地方版総合戦略も5年の計画期間の折り返しを迎えており、少子化、人口減少に歯止めをかけ、地方における好循環を創出し、一億総活躍社会を実現するために、この1年はまさに正念場である。

地域の核である指定都市がその能力を十分に発揮することで日本をけん引するエンジンとなり、地方創生の実現、ひいては経済の好循環の地方への拡大に寄与できるよう、経済財政諮問会議において検討されている「経済財政運営と改革の基本方針2017（仮称）」において、次の提案を反映するよう強く要請する。

1 地方創生の一層の推進

（1）地方創生・地方分権改革の推進と多様な大都市制度の早期実現

地方創生を推進するに当たっては、東京一極集中に歯止めをかける地域の核となる存在が重要である。指定都市は大都市としての人口・経済規模をはじめ、その集積する都市機能やノウハウ、高い発信力から地域の核となるべき存在であると考え、近隣市町村を含めた地域の活性化に積極的に取り組んでいる。この取組を一層進めるために、指定都市が持つポテンシャルを最大限発揮できるよう、「補完性・近接性」の原理に基づき、更なる事務・権限の移譲と、役割に見合った財源の拡充を推進すること。

また、基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるよう、従来から指定都市が提案している「特別自治市」制度の法制化など、地域の特性に応じた多様な大都市制度の早期実現を図ること。

(2) 地方創生に資する大学改革

大学は産学官連携の要の一つであり、かつ地域に人材を輩出する重要な機関であることから、地方自治体をはじめ地域との連携を進める大学への支援を拡充するとともに、地方独自の連携事業を実施する自治体に対し財政的な支援を行うこと。

また、将来的な地方創生を担う若者が東京へ集中する流れを変えるため、東京23区における大学・学部の新増設を抑制するとともに、定員管理の徹底を図ること。併せて、東京に設置されている大学の地方移転等を促進すること。その際には地方の既存の大学も含め地域全体の振興に繋がるよう留意すること。

(3) 企業の地方移転促進施策及び雇用の創出

東京一極集中是正の観点から、企業の地方移転促進策に取り組むとともに経済界への働き掛けを行い、さらには、地方拠点強化税制をはじめとした三大都市圏の取扱いを見直すこと。

また、国が有する研究機関は、単純な雇用のみならず、優秀な専門人材を育成し、新事業創出や関連する民間研究機関の進出も促す、雇用創出の拠点となり得るものであるため、研究機関の東京からの地方移転を積極的に進めること。

2 地方固有の財源である地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止

地方交付税は、地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方向的な削減は決して行うべきではない。

地方交付税総額については、歳出特別枠を堅持するとともに、地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで、必要額を確保すること。

なお、地方自治体の保有する基金は、地域の実情に応じ、災害対策や社会資本の老朽化対策、将来実施する特定の事業に向けた計画的な財源確保のため、地方自治体の努力の上で積立てを行っているものもあることから、基金の増加や現在高をもって一律に地方財源の削減を行わないこと。

また、地方の歳出削減努力によってもなお生ずる財源不足の解消は、地方交付税の法定率の引上げによって対応すべきであり、臨時財政対策債は速やかに廃止すること。

3 働き方改革の推進

平成29年3月28日に「働き方改革実行計画」が示され、正規・非正規の不合理な待遇差の改善、長時間労働の是正などワーク・ライフ・バランスの改善、単線型のキャリアパス見直しなどにより、労働参加率と労働生産性の向上を推進していくこととされている。

働き方改革を推進するには、各種法整備とともに雇用主である企業側の意識改革や自主的取組が欠かせない。こうしたことから、国として経済界等への働き掛けを行うとともに、地方において多様で柔軟な働き方等に取り組む企業への、地域の実情に応じたきめ細かな支援を実現するため、指定都市等に対する直接的で自由度の高い交付金を創設すること。

4 生産性の高い社会資本整備の実現

(1) コンパクト化、ネットワーク化にも対応した都市計画制度の構築

人口減少が進行する中、生産性の高い社会資本整備を行うためには、コンパクト化、ネットワーク化にも対応した都市計画制度を構築していく必要がある。公共交通を軸とした集約型都市構造の形成、災害時にも安全・安心な都市構造への転換、さらには国際競争力強化等に向けて、都市の実情によっては、将来的には市街地の一部を緩やかに縮退させることも見据え、人口フレーム方式による一律的な設定のみでなく、市街地の範囲を適切に誘導するための新たな戦略的市街地形成を認めていくこと。

(2) 所有者不明土地対策の推進

不動産登記簿等の所有者台帳により所有者が直ちに判明しない、または判明しても所有者に連絡がつかない、いわゆる所有者不明土地に関して、「発生を防止するための措置」、「所有者不明土地に対して地方自治体が適正に事業執行できるようにするための措置」等の内容を盛り込んだ制度横断的な法整備を行い、抜本的な課題解決を図ること。

5 持続可能な社会保障制度の実現

(1) 医療・介護の一体的改革

医療・介護の一体的改革については、予防・健康づくり等の取組に加え、医療資源が集中している、核家族世帯が多いといった、医療・介護費に係る大都市特有の事情にも対処する必要がある。医療・介護分野のガバナンス改革、インセンティブ強化に当たっては、医療・介護費の増加や地域間格差が生じる背景にも十分に留意の上検討を進めること。

(2) 地域包括ケアシステムの構築

地域において必要な医療・介護・予防・生活支援等が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築するために、かかりつけ医をはじめ、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師・薬局の普及促進に努めること。

また、在宅生活を支えるための医療・介護人材の質・量の確保等に関して、よりの確かつ効果的な対策を継続的に講じていくために、都道府県に造成された地域医療介護総合確保基金等の指定都市への配分枠を確保するなど、より弾力的な基金の活用を可能とすること。

6 大規模災害時の法制度に関する抜本的な見直し

東日本大震災や平成28年熊本地震では、災害救助法において指定都市の市長が救助の主体と位置付けられていないことや、被災者救援等において必須となる「罹災証明関連業務」が同法の対象外であること、「救助基準」が近年の社会情勢に合致していないことなど、現行の制度下での課題が次々に浮き彫りになった。巨大台風や首都直下地震、南海トラフ巨大地震など大規模災害の発生が懸念されている中で、法律制定後既に半世紀以上が経過している災害対策基本法や災害救助法等の災害対応法制を抜本的に見直し、現代の社会構造に合致し、指定都市が持つ能力を最大限に発揮できるような制度を新たに構築すること。

**平成29年5月23日
指 定 都 市 市 長 会**

生活保護制度の改正についての指定都市市長会提言

全国の被保護世帯数は平成 28 年 12 月現在 164 万世帯を超え、過去最多を更新している。

また、平成 28 年 3 月には被保護世帯に占める高齢者世帯の割合が初めて 5 割を超え、指定都市においても、平成 28 年 12 月時点で被保護世帯数全体では前年同月比 100.1%とほぼ横ばいであるのに対して、高齢者世帯は 103.9%と増加している傾向がみられる。高齢者世帯に対する生活保護での支援は経済的給付が中心となっており、自立助長を目的の一つとする生活保護制度が結果として年金制度を補完する役割を担うこととなっている。

さらに、医療の高度化、高齢化の進展に伴って増加を続けている医療扶助費については、生活保護費全体の約半分を占めている状態にあり、今後も益々増加していくものと考えられ、医療扶助の適正化は喫緊の課題となっている。

加えて、複雑多様化する社会保障制度の中で、ケースワーカーへの負担も増大しており、いかにして事務手続の負担を軽減し丁寧な自立支援に注力するかといった課題も生じている。

こうした中、平成 30 年度に見直しが予定されている法改正に向けた動きも具体化してきており、国は地方公共団体の意見を聴取する場として「生活保護制度に関する国と地方の協議」を開催し、指定都市市長会も協議の場に参画して大都市特有の課題について意見を述べている。

そこで、法改正にあたっては地方公共団体の意見を十分に反映されるとともに、とりわけ、次の点について必要な措置を講じられるよう提言する。

記

- 1 現状、高齢者世帯にとって生活保護は年金を補完する側面が中心となっていることから、生活保護制度ではなく、社会保障制度全般の中で高齢者を支援する仕組みの構築に向けて検討すること。
- 2 喫緊の課題である医療扶助の適正化については、「最低限度の生活を保障した上での医療費の一部自己負担の導入」や「予防観点も含めた健康管理支援事業の強化」、「医師が使用不相当と判断した場合を除く後発医薬品の使用義務化」などの抜本的な改正をすること。
- 3 生活保護法第 78 条に基づく徴収金以外の返還金等について、被保護世帯の利便性の向上と債権管理適正化の観点から、保護費との調整を可能とするよう規定整備するとともに、破産法との整理を行うこと。

平成 29 年 5 月 23 日
指定都市市長会

身寄りのない独居死亡人の遺留金の取り扱いに関する

指定都市市長会要請

超高齢化の進展と家族のつながりの希薄化や生涯未婚率が過去最高を更新している状況の下、今後、身寄りのない独居人の死亡件数が増えていくことが予想される。

身寄りのない独居人が死亡した場合の葬祭に関して、死亡した者の埋火葬を行う者がいない又は判明しないときは、行旅病人及行旅死亡人取扱法及び墓地、埋葬等に関する法律の規定に基づき、各自治体が埋火葬を行う。その費用は、第一義的には故人の遺留金を充て、不足するときは地方自治体が負担することになるが、葬祭後の遺留金処理については生活保護制度以外に明確な規定がない。

そのため相続人のあることが明らかでない場合、葬祭費充当後の残余遺留金は、民法の規定に基づき、家庭裁判所が選任した相続財産管理人により処分手続きが行われ、最終的には国庫に返還される。しかし、遺留金が申立て手続きに必要な経費に満たない場合には、選任申立てを行うことが困難であるほか、相続人がいる場合でも遺留金の受け取りを拒否することもあり、結果として、地方自治体は法律に根拠のない遺留金を歳計外現金として保管せざるを得ず、地方自治法上、望ましくない事務処理が行われることになる。

特に、指定都市における単身高齢者数の割合は全国の2割以上を占めており、単身高齢者数の増加に伴い、遺留金の額も増加傾向にある。

以上のような課題に対応するため、下記の事項について要請する。

記

1. 指定都市をはじめとする地方自治体の意見を十分聞きながら、独居死亡人の遺留金の取り扱いに関する根拠法を国の責任において早急に整備すること。
2. その際、独居死亡人に関する対応は、すべて地方自治体の事務として行っていることに鑑み、遺留金は国ではなく地方自治体に帰属させること。
3. その実現までの間、独居死亡人の葬祭や遺留金の処理に要する費用のうち、地方自治体の負担部分については、全額を国庫負担とすること。

平成29年7月6日
指定都市市長会